

「魅力のある法科大学院」を目指す一甲南大学法科大学院のあらたなチャレンジ
～大学基準協会の「不適合」評価への対応～

甲南大学法科大学院長
渡辺 颯修

平成26年3月27日

■ 1：法律基本科目を含め司法試験出題科目に偏したカリキュラムとの評価

このたび、大学基準協会による認証評価の結果、同協会の基準に照らして、「不適合」と評価を受けた。以下、その理由を整理し、4月以降の改善方法を示す。不適合の理由は以下の3点である。

(1) 修了要件 94 単位（必修・選択必修 88 単位，自由選択 6 単位）となっているが，自由選択については，法律基本科目で満たすこともできる。そうした選択をした場合，法律基本科目を最大 66 単位（全体の 70.2%）まで修得できる。これは，法律基本科目に偏った履修を認めるものである。

(2) 展開・先端科目群に分類されている「商取引法」及び「経済刑法」の内容は，「展開・先端」科目としてよりも「法律基本科目」に分類するのが適当な構成であった。両科目も選択した場合，実質的に法律基本科目のしめる割合がさらに増えて 70 単位（74.5%）になる。

(3) 2013年度までは，展開・先端科目群から，経済法などの5分野のいずれか1分野の設置講座すべて（8単位から10単位）を履修することが求められていた。これは司法試験の選択科目の学習に特化した内容と受け止めることが可能である。

以上の総括として，次の摘示を受けた。

「貴法科大学院のカリキュラム編成及び履修制度は，法律基本科目及びパッケージの5分野という司法試験の出題科目に極端に偏したものとなっている」

■ 2：『6割』原則によるカリキュラムの再編について

1：本学は，司法改革の理念に従い，また，甲南学園の伝統と今後の展望を活かし，ビジネスに強い「甲南ローヤー」が育つ法科大学院の継続と発展に今後とも取り組む。

その際，上記の指摘を受けて，あらたに，『6：4』原則による「カリキュラム編成」と「履修制度」の「抜本的改善」を図ることとする。

(1) 修了に必要な単位数を100単位とする。既修者入学（6科目試験）の場合，原則として33単位が履修免除となるため，残る67単位の修得で済む。修得すべき単位数中，「法律基本科目」を60単位（60%）とする。なお，自由に選択する科目については，法律基本科目の単位をもってこれに充てることはできない。

(2) 未修者教育の充実のため，「判例分析基礎」講座（各1単位。憲法，民法，刑法）を開講する。必修とする。

(3) 展開・先端科目群に，ビジネスに強いローヤーとしてのキャリアデザインを学ぶため「企業法務論」「公共法務論」（「公共法務論」は，2015年度から開講）を置く（とも

に各2単位。必修とする)。なお、「商取引法」及び「経済刑法」の内容は、展開・先端科目に相応しい構成に改める。

(4) 経済法, 知的財産法, 労働法, 国際私法の4分野は従来通りに講義と演習を組み合わせた構成とする。各科目とも2単位とする。また, 1分野の設置講座すべての履修を求める制度を廃止し, 各科目を単独で履修できるものとする(例えば, 職歴上知的財産法に詳しい者は知的財産法演習のみ履修できる)。

(5) 基礎法学・隣接科目群を充実する。監査論などビジネス・ローヤーに不可欠な素養を学ぶ科目を置く。

2:すなわち,「科目履修」上,法律基本科目は6割の限度で履修できることとする。また,「カリキュラム編成」上,司法試験関連科目の設置を6割程度とし,非司法試験関連科目の設置を概ね4割程度とする。

以上,法律の基本とビジネスの基本を大きな軸としつつ,民事・刑事の実務の基本を学ぶバランスのとれたカリキュラム編成とする。

こうして,大学基準協会が不適合の理由とする「司法試験の科目に偏った状態」を修正する。

■ 3:『昼夜開講・秋入学』導入,長期履修生制度導入

今,政府の法曹養成制度改革顧問会議,文部科学省,法科大学院特別委員会が求めているのは,司法改革の理念を踏まえた,「より魅力ある法科大学院教育」の拡充である。

甲南大学は,次の諸措置を講じてかかる要請に応え,中堅法科大学院としてビジネスに拘わって活躍する「甲南ローヤー」が成長する土台を築きたい。

(1) 4月から昼夜開講とする。前期(春学期)の昼間の科目群は,後期(秋学期)の夜間・土曜に再度開講する。前期(春学期)の夜間・土曜には後期(秋学期)の昼間の科目群を開講する。こうして,法律基本科目を中心とする基本的な科目は,年間を通じて2度開講する。

(2) 2014年度に実施する前期入試で合格した場合,2014年9月から直ちに入学ができる「秋入学」を実施する(なお,後期入試の場合には全員春入学となる)。

(3) 以上の結果,社会人が仕事を続けながら,夜間・土曜に開講する科目を履修することにより,未修者でも既修者でも標準修業年限での修了,司法試験へのチャレンジが可能となる。仕事と学業の両立がハードであることは確かだ。

だが,志あるところに必ず道は開ける。

(4) 長期履修生の制度を導入する。標準修業年限に加えて2年間学習期間を延長できる(学費等は標準修業年限分のみ負担となる)。むろん,学習の進捗により早期に修了が可能となれば,短縮の申請ができる。

■ 4:「科目等履修生」制度の活用—法科大学院進学準備のために

(1) 専門知識の習得を必要とする社会人,そして,法科大学院進学を目指す学生のために,「科目等履修生」制度を導入し,運用を開始した。

4月から数名の社会人と法科大学院進学希望者が本学の講義に参加する。

社会人は、企業法務論はじめ、自由に科目を選択して申請できる。進学希望の場合には、企業法務論、公共法務論の他に、法律基本科目中1年次配当科目に限定して、申請を認めている。

(2) 法科大学院進学を考えると、大学3年次以上に在籍していれば、昼であれ夜であれ、受験に必要な科目の履修をして、法科大学院教育に接することで、法科大学院受験の準備ができる。

(3) 法科大学院入学試験に合格した場合、やはり、科目等履修生となり、直ちに法科大学院教育を受けることを勧める。司法試験は、基本的な法律知識を実務に活かす法律家を選別する試験だ。基本的体系的な知識を確実に習得することが大切であり、それには反復学習が欠かせない。法科大学院に合格したら、直ちに法科大学院で学習を始める、これが甲南大学の勧める学習方法である。

(4) 社会人の場合、所属する会社なり組織、あるいは法律事務所の同意を得れば、検定料のみ支払い、科目等履修料は免除することができる。甲南大学法科大学院は、質の高い職業人として活躍できる学習の場を提供することとしている。

■ 5 : 「6科目試験」と「4科目試験」一既修者入試のあらたな選択

(1) 2014年度に実施する既修者試験について

「6科目試験」・・・憲法、民法、刑法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法

「4科目試験」・・・憲法、民法、刑法、商法

いずれかを願書提出時に選択することができることとする。

現役学生などで、訴訟法までは十分に学習ができていないときには、「4科目試験」でチャレンジできる。逆に、相当程度の蓄積のある場合には、「6科目試験」で受験して実力を発揮することもできる。

なお、いずれも適性試験の点数も加味して、1000点満点で換算して、合否判定を行う(詳細は、募集要項を参照されたい)。

(2) 民事訴訟法、刑事訴訟法の科目履修免除認定試験について

2014年度に実施する入試から、前期の入試を受け、「6科目試験」で既修者試験に合格したが、民事訴訟法、刑事訴訟法の点数が不足して、履修免除が認められなかった場合、また、「4科目試験」で民事訴訟法、刑事訴訟法の履修免除は認められていない場合、入学前に行う科目履修免除認定試験(仮称)を受け一定の成績を取めた場合には、両科目について履修の免除を認めるものとする。

(3) 入学試験に合格した場合、甲南大学法科大学院の科目等履修などの方法で、民事訴訟法、刑事訴訟法の学習方法を学び、科目履修免除認定試験の準備をすることができる。

本学は、学費の負担の点も含め、実務家教員・研究者教員とともに「プロセス」学習を経て、法務博士の学位を得て、法曹となる道を提供し続ける。

ここから「甲南ローヤー」として質の高い法曹が育つよう努めたい。